

区立東尾久運動場の造成工事等について

平成26年5月15日付で、都から(株)ADEKA宛てに「荒川区東尾久七丁目地域ダイオキシン類土壌汚染対策事業に係る費用負担計画(素案)」及び「公害防止事業費事業者負担法に基づく費用負担計画の考え方について」に関して意見照会を行った際、(株)ADEKAから尾久工場跡地引渡し後の当該土地造成に関する資料について、提供依頼があった。

このことに関して、造成工事を行った荒川区から都が提供を受けた区立東尾久運動場の造成に関する資料によれば、区立東尾久運動場の造成工事等の概要は以下のとおりである。

1 「運動場建設(その2)工事」(平成3年) 荒川区施工

- 運動場敷地北側において切土工事、運動場敷地南側(旭電化通り側)において盛土工事を実施
- 盛土に用いた土の由来に関する記載はない。ただし、同一工事において切土がなされているため、わざわざ外部土壌のみで盛土を行ったと考えるのは合理的ではなく、切土した土を用いて盛土工事を行ったものと推定される。切土及び盛土の各土量(体積)が正確にはわからないため、盛土に外部土壌が使用されたか否かは不明である。
- 盛土の高さについて、具体的な数値の記載はない。ただし、図面から計測すると、以下のとおりである。
 - ・ 「DL=8.00」の記載がある。DLは潮位観測基準面(Datum line)
 - ・ 「EL=8.900」の記載がある。ELは標高(Elevation level)
 - ・ 上記から、ELとDLの高低差は90cmとなる。
 - ・ 盛土部分の高さと上記の高低差を目視にて比較すると、前者は後者の半分程度又はそれ以下と認められる。
- 盛土部分の断面図からは、図面右側(旭電化通り側)に畝状の起伏が確認できる。この箇所が平成3年以前のいつ、どのように形成されたのかは記録がなく、不明である。

2 東尾久運動場多目的広場改修工事(平成22年) 荒川区施工

- 当該工事においては、運動場の表層に特殊針葉樹皮混合土舗装工が施されているが、土壌採取地点にはかかっておらず、汚染の外部土壌由来を検討するうえで、直接的影響はないものと考えられる。